様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年　2月　6日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃむさしの  一般事業主の氏名又は名称　株式会社武蔵野  （ふりがな）こやま　のぼる  （法人の場合）代表者の氏名　小山　昇  住所　〒184-0011東京都小金井市東町4-33-8  法人番号　2012401003396  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | 2024年　12月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにて公表  <https://www.musashino.co.jp/dx/>  【DX推進における基本方針】  【DX推進　基本ビジョン】 | | 記載内容抜粋 | 【DX推進における基本方針】  株式会社武蔵野では、「バックヤードはデジタルで業務の効率化、人(お客様や社員)との接点はアナログで、お客様満足(お役立ち)、従業員満足を実現する」という方針のもと、DX推進に取り組んでいます。  【DX推進　基本ビジョン】  株式会社武蔵野では、加速するデジタル化に対応し、お客様のお役に立つため、データ主導型の経営への転換を図り、DX推進を強化いたします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社内プロセスに基づき、取締役会の承認をもって、当該文書の掲載を行っています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「株式会社武蔵野\_DX戦略における当社の取り組み\_2025」 | | 公表日 | 2024年　12月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにて公表  <https://www.musashino.co.jp/wp/wp-content/themes/musashino/assets/img/securityaction/dxstrategy_musashino_2025.pdf>  P4「２－１．データ活用戦略」  P7-10「４．RAGを活用した業務改善事例」 | | 記載内容抜粋 | ２－１．データ活用戦略  データ蓄積  Google BigQueryを活用してデータを効率的に蓄積しています。  データ可視化  Googleルッカースタジオを使用してデータを視覚的に表現しています。  データ共有  Googleサイトを通じて組織全体でデータを共有しています。  ４．RAGを活用した業務改善事例  RAG活用事例①：お掃除オペレーションマニュアルの改善  RAG活用事例②：お客様アンケートの活用改善  RAG活用事例③：ビジネスルートコース整理の改善  RAG活用事例④：床材確認の改善 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 社内プロセスに基づき、取締役会の承認をもって、当該文書の掲載を行っています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにて公表  「株式会社武蔵野\_DX戦略における当社の取り組み\_2025」  <https://www.musashino.co.jp/wp/wp-content/themes/musashino/assets/img/securityaction/dxstrategy_musashino_2025.pdf>  P11「５．DX推進のための組織体制」  P12「６．デジタル人材の育成・確保」 | | 記載内容抜粋 | ５．DX推進のための組織体制  2019年6月1日付で、DXの推進を強化するため、社長直轄の経営企画部（現DX事業部）を２名で新設。  各部門から人材を集結し全社でのDX推進に取り組んでいます。  ６．デジタル人材の育成・確保  社内推進チームによる勉強会  社長・幹部向けZoho勉強会、Gemini勉強会を実施しています。  全従業員による生成AI活用  2025年までに全従業員が生成AIを活用できるようになることを目指しています。  ITパスポート取得推奨  全社員のITパスポート取得を推奨し、試験合格時には費用を支給します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにて公表  「株式会社武蔵野\_DX戦略における当社の取り組み\_2025」  <https://www.musashino.co.jp/wp/wp-content/themes/musashino/assets/img/securityaction/dxstrategy_musashino_2025.pdf>  P5「２－２．ITシステム環境整備の進捗」 | | 記載内容抜粋 | 2019年：GoogleCloudによるデータ分析基盤構築  2020年：全社でルッカー活用開始  2021年：基幹システム IBM i（AS/400）切替えプロジェクト開始  2023年：ダスキン事業部基幹システムをダスキン部システムへ切替え完了  2023年：経営サポート事業部基幹システムをAWS環境にリプレイス完了  2024年：生成A(Gemini)活用開始。RAGシステム構築 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXにおける当社の取り組み | | 公表日 | 2024年　12月　23日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイトにて公表  <https://www.musashino.co.jp/dx/>  【DX推進プロジェクト達成状況を計る指標】 | | 記載内容抜粋 | 【DX推進プロジェクト達成状況を計る指標】  ①達成状況の指標  ＜既存ビジネスモデルの深化＞  DX事業部の売上金額(2025年5月～2026年4月)を指標とする。  既存事業の売上金額を指標とする。  62期（2025年5月～2026年4月）既存事業売上目標：2億2千万  以降前年比売上120％で推移  ＜新規ビジネスの創出＞  データやデジタル技術を活用して新サービス展開を行う。  62期（2025年5月～2026年4月）新規売上目標：500百万円  ②指標達成の為の具体的な手段  ＜既存ビジネスモデルの深化＞  武蔵野だけでなく、会員企業の変革・成功体験を共有し、win-winの関係を構築することで、協力しながら課題解決のコンサルティングを目指していく。  ＜新規ビジネスの創出＞  社内の仕組みとBIツールを連携させ、自社サービスの利用価値向上を促進し、お客様にも展開していく。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　12月　23日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイトにて公表  <https://www.musashino.co.jp/dx/>  【DXビジョン実現に向けて】 | | 発信内容 | 【DXビジョン実現に向けて】  株式会社武蔵野では、加速するデジタル化の環境に対応するため、従来のシステム環境とスキルを活かし、デジタル化・IT化を推進してきました。特に、業務効率改善を目的として、全従業員へのiPad配布によるデジタル技術活用や残業削減対策などに取り組んできました。  今後の展望としては、DX推進をさらに強化し、掲げたビジョンの実現に向けて取り組んでいく方針です。具体的には、Google, Zoho等のBIツールを組み合わせることで、可視化したデータを基に、お客様満足度向上を目的とした施策をスピーディーかつ数多く実行できるビジネスプロセスを構築します。これにより、目まぐるしく変化し続ける市場環境とお客様ニーズに素早く対応できるデータドリブン経営を実現していきます。  さらに、生成AIを活用することで、顧客対応の自動化やパーソナライズ化、社内業務の効率化を図り、更なる生産性向上と顧客体験の向上を実現してまいります。  株式会社　武蔵野  代表取締役社長　小山　昇 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃 | | 実施内容 | IPA DX推進指標自己診断の実施  DX推進指標に照らし合わせ課題を把握 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年　12月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | IPA「セキュリティ対策自己宣言（二つ星）」を宣言。  当社コーポレートサイトにて公表  <https://www.musashino.co.jp/securityaction/> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。